

大和高田市空家等対策の推進に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、空家等の適切な管理等に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する施策を市民とともに推進するために必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境を確保し、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（市民等の責務）

第3条 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

（関係機関等との連携）

第4条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関及び一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項の認可地縁団体をいう。）その他の住民自治組織に対し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（緊急安全措置）

第5条 市長は、空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を行うことができる。

2 前項の措置の責任者は、その者が措置の責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該空家等の所有者等を確知できないときは、当該措置の内容を公告することをもってこれに代えることができる。

4 市長は、第1項の措置に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、所有者等に対し、文書をもってその納付を命じることができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。